

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

平成 7 年 3 月 31 日規則第 56 号
改正 平成 11 年 12 月 28 日規則第 93 号
平成 15 年 3 月 28 日規則第 60 号
平成 16 年 3 月 30 日規則第 47 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 32 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 26 号
平成 22 年 3 月 30 日規則第 48 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 22 号
平成 26 年 3 月 28 日規則第 51 号
平成 27 年 3 月 27 日規則第 37 号
令和元年 6 月 25 日規則第 15 号
令和 2 年 3 月 19 日規則第 19 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 25 号
令和 8 年 3 月 24 日規則第 17 号

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(事務の委任)

第 1 条 小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 7 年神奈川県条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第 5 条の規定により確認をすること。
- (2) 条例第 7 条第 1 項の規定により給水開始前の届出を受理すること。
- (3) 条例第 8 条の規定により変更及び廃止の届出を受理すること。
- (4) 条例第 9 条第 3 項の規定により定期及び臨時の水質検査の結果の届出を受理すること。
- (5) 条例第 11 条第 2 項の規定により技術担当者の設置及び変更の届出を受理すること。
- (6) 条例第 13 条第 2 項の規定により給水の緊急停止の届出を受理すること。
- (7) 条例第 14 条の規定により給水開始の届出を受理すること。
- (8) 条例第 15 条の規定により変更及び廃止の届出を受理すること。
- (9) 条例第 17 条第 1 項の規定により施設を改善すべき旨を命ずること。
- (10) 条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により水質検査を受けるべき旨を命ずること。

- ること。
- (11) 条例第 17 条第 4 項の規定により消毒その他の必要な衛生上の措置を採るべき旨を命ずること。
 - (12) 条例第 17 条第 5 項の規定により清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずること。
 - (13) 条例第 18 条の規定により給水を停止すべき旨を命ずること。
 - (14) 条例第 19 条第 1 項の規定により必要な報告を求め、並びに職員に工事現場、小規模水道施設のある場所及び設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質及び必要な関係書類を検査させること。
 - (15) 条例第 19 条第 2 項の規定により必要な報告を求め、並びに職員に小規模貯水槽水道施設のある場所及び設置者の事務所に立ち入らせ、小規模貯水槽水道施設、水質及び必要な関係書類を検査させること。
 - (16) 条例第 20 条の規定により地位の承継の届出を受理すること。

(水道施設の増設又は改造の工事)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事

(水質基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定により規則で定める水質基準は、小規模水道により供給される水が、別表第 1 の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならないこととする。

(確認の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) その他保健福祉事務所長が必要と認める書類

(小規模水道の給水開始前の届出及び水質検査)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による給水を開始する旨の届出は、小規模水道給水開始届（第 2 号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給される水が第3条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第1に掲げる事項及び消毒の残留効果について行う検査とする。

(小規模水道の変更又は廃止の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第3号様式)により行うものとする。

(定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が、第3条の水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第2に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査並びに別表第1に掲げる事項のうち保健福祉事務所長が特に必要と認めて指示した事項について行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する当該小規模水道により供給される水が第3条の水質基準に適合しないおそれがあるときに行う臨時の水質検査は、別表第1に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査とする。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(第4号様式)により行うものとする。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は、 0.4 mg/l)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は、 1.5 mg/l)以上でなければならない。

(技術担当者の設置及び変更)

第9条 条例第11条第2項の規定による届出は、小規模水道施設技術担当者設置(変更)届(第5号様式)により行うものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第10条 条例第13条第2項の規定による届出は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(第6号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第 11 条 条例第 14 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届（第 7 号様式）により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の変更又は廃止の届出)

第 12 条 条例第 15 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更（廃止）届（第 8 号様式）により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項第 3 号に規定する供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、当該小規模貯水槽水道により供給される水が、異常であるかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第 1 に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。

(管理に関する検査)

第 14 条 条例第 16 条第 2 項の規定による小規模貯水槽水道の設置者が受ける検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態

2 知事は、条例第 16 条第 2 項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を神奈川県公報により告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 検査を行う区域
- (3) 指定年月日
- (4) 検査の業務の開始年月日（検査の業務を開始していない場合にあつては、その予定年月日）

(身分証明書の様式)

第 15 条 条例第 19 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証（第 9 号様式）とする。

(地位の承継の届出)

第 16 条 条例第 20 条の規定による届出は、設置者の地位承継届（第 10 号様式）に

より行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(事務の委任)

2 条例附則に基づく次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1) 条例附則第5項の規定により、条例施行の際現に小規模水道を設置している者からの届出を受理すること。

(2) 条例附則第6項の規定により、条例施行の際現に小規模受水槽水道を設置している者からの届出を受理すること。

(条例附則第5項の規則で定める書類)

3 条例附則第5項に規定する規則で定める書類は、水道施設の概要図（配水系統図を含む。）とする。

(条例附則第5項の規定による届出)

4 条例附則第5項の規定による届出は、小規模水道施設設置届（附則第1号様式）により行うものとする。

(条例附則第6項の規則で定める書類)

5 条例附則第6項に規定する規則で定める書類は、水道施設の概要図（配水系統図を含む。）とする。

(条例附則第6項の規定による届出)

6 条例附則第6項の規定による届出は、小規模受水槽水道施設設置届（附則第2号様式）により行うものとする。

附則第1号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

附則第2号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第60号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第47号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成17年3月31日までの間は、改正後の別表第1有機物の項及び別表第2有機物の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」とし、別表第1有機物の項中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

3 この規則の施行の際現に布設されている小規模水道（小規模水道及び小規模受

水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）第2条第2号に規定する小規模水道をいう。）及び小規模受水槽水道（同条第3号に規定する小規模受水槽水道をいう。）により供給される水に係る改正後の別表第1（4S, 4a S, 8a R）—オクタヒドロ—4, 8a—ジメチルナフタレン—4a（2H）—オールの項及び1, 2, 7, 7—テトラメチルビシクロ〔2, 2, 1〕ヘプタン—2—オールの項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001 mg/l」とあるのは「0.00002 mg/l」とする。

附 則（平成20年3月31日規則第32号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年3月31日規則第26号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第48号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第14条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第51号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第9号様式による小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証は、改正後の第9号様式による小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証とみなす。

附 則（令和8年3月24日規則第17号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第7条、第13条関係）

事項	基準
一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/l 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/l 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下であること。
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下であること。
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005 mg/l 以下であること。
ベンゼン	0.01 mg/l 以下であること。
塩素酸	0.6mg/l 以下であること。
クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下であること。
クロロホルム	0.06 mg/l 以下であること。

ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
臭素酸	0.01 mg/l 以下であること。
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/l 以下であること。
トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下であること。
ブromoホルム	0.09 mg/l 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/l 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/l 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
塩化物イオン	200 mg/l 以下であること。
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下であること。
蒸発残留物	500 mg/l 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下であること。
(4 S, 4 a S, 8 a R) -オクタヒドロ-4, 8 a -ジメチルナフタレン-4 a (2 H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/l 以下であること。
1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/l 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/l 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下であること。
pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。

色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表第2（第7条関係）

事項
一般細菌
大腸菌
亜硝酸態窒素
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物（全有機炭素（TOC）の量）
pH値
味
臭気
色度
濁度

- 第1号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第2号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第3号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第4号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第5号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第6号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第7号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第8号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 第9号様式（第15条関係）（規格 縦6センチメートル 横9センチメートル）
 第10号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第1号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

小規模水道の布設工事をしたいので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて確認の申請をします。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給水予定人口	
工事着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

小規模水道給水開始届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで確認を受けた小規模水道の布設工事が完成し、給水を
開始するので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保
に関する条例第7条第1項の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給水開始予定年月日	年 月 日

小規模水道変更（廃止）届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり小規模水道布設工事確認申請書の記載事項を変更（小規模水道を廃止）したので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第8条の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称		
小規模水道施設の設置場所		
確認年月日及び指令書番号		
変更（廃止）年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）の理由		

小規模水道水質検査結果届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

小規模水道の水質検査を実施しましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第9条第3項の規定により、水質検査成績書を添えて届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
水質検査実施日	年 月 日

小規模水道施設技術担当者設置（変更）届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり小規模水道施設の技術担当者を設置（変更）しましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第11条第2項の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
技術担当者の氏名	
技術担当者の住所及び電話番号	(電話)

小規模水道施設給水緊急停止報告書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり小規模水道施設の給水の緊急停止を行いましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第13条第2項の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
緊急停止の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
緊急停止の理由	

小規模貯水槽水道給水開始届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり小規模貯水槽水道の給水を開始しましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条の規定により、届け出ます。

設置場所							
給水開始年月日		年 月 日					
建物の概要	建物の名称	（通称名）					
	主たる用途	共同住宅・事務所・店舗（ ）・学校・病院 ・工場・旅館・その他（ ）					
	延べ床面積	m ²	階数	地上 階・地下 階			
設備の概要	受水槽	有効容量	縦×横×有効水深 合計 m ³ （ m× m× m） （ m× m× m）			材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他（ ）
		設置場所	屋内・屋外	地上設置・地下埋設・その他（ ）			
	高置水槽	有効容量	縦×横×有効水深 合計 m ³ （ m× m× m）			材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他（ ）
		設置場所	屋内・屋外	地上設置・地下埋設・その他（ ）			
給水方式	高置水槽方式・圧力水槽方式 ・その他（ ）				水道直結栓	有・無	
その他	管理形態（委託管理・自主管理）			消毒設備の有無（有・無）			

小規模貯水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり小規模貯水槽水道の届出事項を変更（小規模貯水槽水道を廃止）しましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第15条の規定により、届け出ます。

小規模貯水槽水道施設の名称		
小規模貯水槽水道施設の設置場所		
給水開始の届出年月日		年 月 日
変更（廃止）年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）の理由		

（表）

第 号
小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証
写 真
職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
上記の者は、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第19条の規定による立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日交付 年 月 日まで有効
神奈川県 保健福祉事務所長印

（裏）

小規模水道及び小規模貯水槽水道 における安全で衛生的な飲料水の 確保に関する条例（抜粋）
第19条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。
2 知事は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模貯水槽水道の設置者から小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。
3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

設置者の地位承継届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

小規模水道（小規模貯水槽水道）の設置者の地位を承継しましたので、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 20 条の規定により、届け出ます。

施設の名称	
施設の設置場所	
地位承継の年月日	年 月 日
地位承継の理由	
旧設置者の住所	
旧設置者の氏名	